

議員提出議案第 1 号

三木市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

三木市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を別紙のとおり三木市議会  
会議規則（昭和 47 年三木市議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出しま  
す。

令和 6 年 3 月 27 日

三木市議会議長 松原久美子 様

提出者

三木市議会議員	大西秀樹
同	中尾司郎
同	西垣弘志
同	内藤博史
同	大眉均

賛成者

三木市議会議員	堀元子
同	初田稔
同	古田寛明
同	板東聖悟
同	おぎはら吉江

三木市条例第 号

三木市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民から信頼される議会をつくり上げるため、三木市議会議員（以下「議員」という。）が、長期間にわたり職責を果たすことができない場合又は議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けた場合等における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年三木市条例第22号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。
  - ア 三木市議会定例会及び臨時会の本会議
  - イ 三木市議会委員会条例（昭和47年三木市条例第39号）に基づき設置された委員会
  - ウ 三木市議会会議規則（昭和47年三木市議会規則第1号）に規定する委員会による委員の派遣、協議又は調整を行うための場
- (2) 長期欠席期間 議員が、議会の会議等に、本人の意思によるか否かにかかわらず、出席せず、又は参加しない期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。
- (3) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三木市条例第29号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員に長期欠席期間が生じたときは、議員報酬を減額する。

2 前項の規定による減額後の議員報酬の額は、議員が受けるべき議員報酬の額に、次の表の左欄定める長期欠席期間に応じて、それぞれ右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

長期欠席期間	支給割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

- 3 前2項の規定は、長期欠席期間が90日を超えた日から初めて議会の会議等に出席した日の前日までの期間について適用し、当該期間における議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 前3項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間で支給割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 前各項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、当該月の議員報酬が既に支払われていたときは、翌月の議員報酬から当該減額に係る額を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないと認めるときはこの限りではない。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6箇月以内の期間に減額月があるときの期末手当の額は、議員が受けるべき期末手当の額に、前条第2項の表の左欄に定める長期欠席期間に応じて、それぞれ右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、基準日の前6箇月以内の期間において異なる支給割合が適用された場合の期末手当の額は、支給額が少なくなる方の支給割合を適用して計算する。

（適用除外）

第5条 次に掲げる事由により議員に長期欠席期間が生じたときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における母体の保護
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により就業制限を受けた場合
- (4) 前3号に掲げる事由に類するものとして議長が認めるもの
- (5) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であつて、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの

（議員報酬の支給停止）

第6条 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたとき又は公訴の提起を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれる日まで、その月の現日数を基礎として日割により議

員報酬の支給を停止する。

- 2 前項の議員報酬の支給の停止の際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止された額を差し引いて支給するものとする。ただし、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないと認めるときは、この限りではない。

(期末手当の支給停止)

- 第7条 期末手当支給に係る基準日の前6箇月以内の期間において、議員報酬の支給を停止され、基準日において、なお、それが継続しているときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

- 第8条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

- 第9条 第6条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、停止されていた議員報酬は、支給しない。

- 2 前項に規定する場合において、刑の執行として刑事施設に収容されたときは、その処分が終了する日まで支給しない。

(期末手当の不支給)

- 第10条 期末手当支給に係る基準日のそれぞれ前6箇月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は、支給しない。

(減額、停止及び不支給の効力)

- 第11条 この条例の規定により前任期中に議員報酬等を減額、停止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、停止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

- 第12条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

- 2 議長は、前項の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(三木市議会基本条例の一部改正)

2 三木市議会基本条例（平成25年三木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、議員が長期間にわたり職責を果たすことができない場合又は議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給の特例については、三木市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和 年三木市条例第 号）において定めます。

議員提出議案第 2 号

三木市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

三木市議会会議規則の一部を改正する規則を同規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 27 日

三木市議会議長 松原久美子 様

提出者

- 三木市議会議員 大西秀樹
- 同 中尾司郎
- 同 西垣弘志
- 同 内藤博史
- 同 大眉均

賛成者

- 三木市議会議員 堀元子
- 同 初田稔
- 同 古田寛明
- 同 板東聖悟
- 同 おぎはら吉江

## 三木市議会規則第 号

### 三木市議会会議規則の一部を改正する規則

三木市議会会議規則（昭和47年三木市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第92条」を「第92条の2」に、「第7章 議員の派遣（第162条）」を「第7章 協議又は調整を行う場（第162条・第162条の2）第8章 議員の派遣（第163条）」に、「第8章」を「第9章」に、「第163条」を「第163の2—164条」に改める。

第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項中「必要があると認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「再び」を「、再び」に改める。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第23条第2項中「議長は」を「、議長は」に改める。

第26条中「（選挙の宣告）」を「（（選挙の宣告））」に改める。

第28条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「、投票する」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第36条第1項中「（請願の委員会付託）」を「（（請願の委員会付託））」に改め、同条第3項中「委員会への付託」を「委員会の付託」に改める。

第43条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「（付託事件を議題

とする時期)」を「（（付託事件を議題とする時期））」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第49条第1項中「、すべて」を「、全て」に、「、登壇してしなければならない」を「登壇又は質問者席で行わなければならない」に改める。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第54条第1項中「、すべて」を「、全て」に、同条第2項中「なお従わない」を「、なお従わない」に、「発言」を「、発言」に改める。

第63条中「（質疑又は討論の終結）」を「（（質疑又は討論の終結））」に改める。

第64条中「取消し又は」を「取り消し、又は」に改める。

第65条中「答弁し難い」を「答弁しがたい」に、「その写」を「、その写し」に改める。

第66条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第69条第1項中「とろう」を「採ろう」に、同条第2項中「認定し難い」を「認定しがたい」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第70条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第73条中「（議場の出入口閉鎖）」を「（（議場の出入口閉鎖））」に、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」に、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に、「（選挙関係書類の保存）」を「（（選挙関係書類の保存））」に改める。

第75条中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第76条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に、同条第2項中「とる」を「採る」に、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章第9節の節名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第79条第1項中「学識経験者等（以下「公述人」という。）は」の次に「、前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第84条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第85条の次に次の1条を加える。

（会議録に掲載しない事項）

第85条の2 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた



発言及び第64条（（発言の取消し又は訂正））の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第89条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

第92条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第92条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第98条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第111条中「、すべて」を「、全て」に改める。

第113条中「すべて」を「全て」に改める。

第114条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員という。）」を加え、同条第2項中「、委員でない議員」を「、委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第121条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「答弁し難い」を「答弁しがたい」に、「、職員をして朗読させる」を「、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第124条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第125条に次のただし書きを加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第127条第1項中「とろう」を「採ろう」に、同条第2項中「認定し難い」を「認定しがたい」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第128条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第131条中「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」を「((投票用紙の配布及び投票箱の点検))」に、「(投票)」を「((投票))」に、「(投票の終了)」を「((投票の終了))」に、「(開票及び投票の効力)」を「((開票及び投票の効力))第1項から第3項まで」に、「(選挙結果の報告)」を「((選挙結果の報告))」に改める。

第133条中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第134条第1項中「とる」を「採る」に、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第135条第2項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第137条第1項ただし書中、「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第137条第3項中「提出されたものとみなす」を「提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第138条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第139条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を追加する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第140条中「これを請求しなければならない」を「、これを請求しなければならない」に改める。

第141条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第145条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に改める。

第146条を次のように改める。

（決定の通知）

第146条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第148条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第153条中「、資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「、資料等」に改める。

第155条中「すべて」を「全て」に改める。

第156条第2項中「（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））」に改める。

第157条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に、「議決することはできない」を「議決することができない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第157条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第163条を第164条とし、第8章中同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第163条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使

用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（（日程の作成及び配布））、第65条（（答弁書の配布））、第85条（（会議録の配布））、第121条（（答弁書の配布））、第136条（（請願文書表の作成及び配布））第1項及び第137条（（請願の委員会付託））第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定める

ところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第163条の3 この規則の規定（第27条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第73条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第8章を第9章とする。

第162条を第163条とする。

第7章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第162条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

（協議等の場の開催方法の特例）

第162条の2 前条の協議等の場については、その招集権者が、その構成員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、オンラインによる方法によって、協議等の場を開くことができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、負傷その他のやむを得ない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、法第109条第9項に基づく条例の例による。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第162条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員総会	(1) 議会運営に関する協議又は調整のため (2) 市政に関する重要事項に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議員提出議案第 3 号

三木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三木市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり三木市議会会議規則（昭和 47 年三木市議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 27 日

三木市議会議長 松原久美子 様

提出者

三木市議会議員 大西秀樹

同 中尾司郎

同 西垣弘志

同 内藤博史

同 大眉均

賛成者

三木市議会議員 堀元子

同 初田稔

同 古田寛明

同 板東聖悟

同 おぎはら吉江

## 三木市条例第 号

### 三木市議会委員会条例の一部を改正する条例

三木市議会委員会条例（昭和47年三木市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、負傷その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。））とその通知



の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「、あらかじめ文書で申し出た者」を「、前条の規定によりあらかじめ申し出た者」に改め、同条第2項中「かたよらないように」を「偏らないように」に改める。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第3項中「文書」を「文書等」に改める。

第29条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする装置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 23 号議案 令和 6 年度三木市一般会計予算に対する修正  
動議

第 23 号議案 令和 6 年度三木市一般会計予算に対する修正動議を会議規則第 16 条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和 6 年 3 月 27 日

三木市議会議長 松原久美子様

発議者

三木市議会議員 板東聖悟

賛成者

三木市議会議員 大眉均

(提案理由)

修正を求める内容は、青山 7 丁目団地再耕プロジェクト事業の交流施設建設及び運営経費に関する予算を削除するもの。

削除を求める理由として、5 点あげる。

- 1 財政の縮小を掲げている中での新たな施設建設をする妥当性が不十分である。
- 2 三木市民は勿論、緑が丘・青山の地域住民にも施設建設の計画について知られていないし、公共施設を少なくする中での新たな施設建設に理解もされていない。
- 3 団地再耕プロジェクト事業の中での交流施設の位置づけが不明確である。
- 4 今回の施設は高齢者の住替えを促進するための施設ではなく、若者世代の魅力を高める施策である。しかし、本当に、若者世代の魅力を高めるには、小手先の交流施設をつくるのではなく、地域全体でランドデザインを検討すべきである。
- 5 大和ハウス工業との連携協定について、お互いの役割について何をいつまでにするのかを具体的に、市民に分かるようにすべきである。

以上の点において、地域住民、三木市民に周知・納得・理解がない中で実施すべきでないと考えます。

(別 紙)

令和6年度三木市一般会計予算の修正案

第23号議案 令和6年度三木市一般会計予算の一部を次のように修正する。

(歳入歳出予算) 38,050,000  
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ~~39,050,000~~千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
15 国庫支出金		千円 6,030,014
		<del>6,530,014</del>
	2 国庫補助金	2,151,168
		<del>2,651,168</del>
19 繰入金		1,933,993
		<del>1,963,993</del>
	1 基金繰入金	1,926,994
		<del>1,956,994</del>
22 市債		3,122,901
		<del>3,592,901</del>
	1 市債	3,122,901
		<del>3,592,901</del>
歳入合計		38,050,000
		<del>39,050,000</del>

歳出

款	項	金額
2 総務費		千円 4,710,851
		<del>5,710,851</del>
	1 総務管理費	4,256,312
		<del>5,256,312</del>
歳出合計		38,050,000
		<del>39,050,000</del>

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青山7丁目団地再耕プロジェクト施設整備等事業	令和7年度から 令和17年度ま で	0 <del>1,080,000</del> 以内

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交流エリア整備事業	0 <del>470,000</del>	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公 共団体との 共同発行を 含む。)	4.0%以内。 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る政府資金 及び銀行そ 他の資金 について、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率と する。	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 場合には、その 債権者と協定 するものとし る。ただし、財 政の都合等によ り繰上償還 をし、据置期限 及び償還年限 を短縮し、又は 低利債に借換 えすることができる。

なお、事項別明細書は、別紙のとおり。

令和6年度三木市一般会計予算

(歳入歳出予算事項別明細書)

1 総括  
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
15 国庫支出金	千円 6,030,014 <del>6,530,014</del>	千円 5,109,520	千円 920,494 <del>1,420,494</del>
19 繰入金	1,933,993 <del>1,963,993</del>	1,678,965	255,028 <del>285,028</del>
22 市債	3,122,901 <del>3,592,901</del>	2,627,910	494,991 <del>964,991</del>
歳入合計	38,050,000 <del>39,050,000</del>	35,520,000	2,530,000 <del>3,530,000</del>

(歳出)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	千円 4,710,851 <del>5,710,851</del>	千円 4,478,687	千円 232,164 <del>1,232,164</del>	千円 197,684 <del>697,684</del>	千円 273,600 <del>743,600</del>	千円 1,475,065 <del>1,505,065</del>	千円 2,764,502
歳出合計	38,050,000 <del>39,050,000</del>	35,520,000	2,530,000 <del>3,530,000</del>	8,608,284 <del>9,108,284</del>	3,034,101 <del>3,504,101</del>	3,406,909 <del>3,436,909</del>	23,000,706

2 歳 入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説 明
				区分	金額	
1 総務費 国庫補助 金	千円 1,095,420 <del>1,595,420</del>	千円  91,828	千円 1,003,592 <del>1,503,592</del>	1 総務管 理費補助 金	千円 1,057,618 <del>1,557,618</del>	千円  0  500,000
計	2,151,168 <del>2,651,168</del>	1,145,415	1,005,753 <del>1,505,753</del>			

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説 明
				区分	金額	
1 基金繰 入金	千円 1,926,994 <del>1,956,994</del>	千円  1,678,708	千円 248,286 <del>278,286</del>	1 財政基 金繰入金	千円 790,000 <del>800,000</del>	千円  790,000  800,000
				3 公共施 設整備基 金繰入金	14,600 <del>34,600</del>	●財政課 公共施設整備基 金繰入金  14,600 <del>34,600</del>
計	1,926,994 <del>1,956,994</del>	1,678,708	248,286 <del>278,286</del>			

22款 市債

1項 市債

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	千円 273,600 <del>743,600</del>	千円 352,500	千円 △78,900 <del>391,100</del>	1 総務管 理債	千円 273,600 <del>743,600</del>	千円 ●縁結び課 交流エリア整備 事業債 0 <del>470,000</del>
計	3,122,901 <del>3,592,901</del>	2,627,910	494,991 <del>964,991</del>			



3 歳 出  
2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
9 企 画費	千円 1,203,387 <del>2,203,387</del>	千円 1,082,224	千円 121,163 <del>1,121,163</del>	千円 17,000 <del>517,000</del> 国庫支出 金 0 500,000	千円 0 <del>470,000</del> 市債 0 470,000	千円 1,146,832 <del>1,176,832</del> 繰入金 54,400 84,400	千円 39,555	14 工事 請負 費	千円 0 <del>1,000,000</del>	千円 ●縁結び課 ○青山7丁目団 地再耕プロジェ クト事業 0 1,000,000 工事請負費 0 1,000,000 整備工事 0 1,000,000
計	4,256,312 <del>5,256,312</del>	3,917,374	338,938 <del>1,338,938</del>	36,269 <del>536,269</del>	273,600 <del>743,600</del>	1,441,741 <del>1,471,741</del>	2,504,702			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての  
前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該  
年度以降の支出予定額等に関する調書

(本年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末まで の支出（見込 み）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
青山7丁目団地再 耕プロジェクト施 設整備等 事業	1,080,000以内			7～17 年——度	限度額 に同じ					限度 額に 同じ

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	元金償還見込額	
普 通 債	35,438,067	34,523,807	2,183,100		33,228,796
			<del>2,653,100</del>	3,478,111	<del>33,698,796</del>
総 務	1,284,734	1,759,001	273,600		1,891,045
			<del>743,600</del>	141,556	<del>2,361,045</del>
計	35,689,315	34,811,091	2,204,300		33,497,192
			<del>2,674,300</del>	3,518,199	<del>33,967,192</del>

「第 23 号議案 令和 6 年度三木市一般会計予算」に対する  
附帯決議について

「第 23 号議案 令和 6 年度三木市一般会計予算」に対する附帯決議を別紙  
のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

三木市議会議長 松原久美子様

総務文教常任委員長 堀 元子

(別紙)

「第23号議案 令和6年度三木市一般会計予算」に対する附帯決議  
について

「第23号議案 令和6年度三木市一般会計予算」の採決に当たり、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費のうち青山7丁目団地再耕プロジェクト事業において、全国的な戸建て住宅団地が抱える「人口減少」「高齢化」「空き家」等の課題を解決するため、三木市SDGs未来都市計画のモデル事業として位置付けた「青山7丁目団地再耕プロジェクト」のうち、交流拠点施設整備等を実施するための費用10億円を計上されている件で、次の意見を付するものとする。

当該費用は、大和ハウス工業と連携協定を結び、市の郊外型戸建住宅団地が抱える高齢化や、空き家などの様々な課題を解決する先行モデルとして、先進技術などを活用し、将来にわたりまちの活力を保ち続ける仕組みを導入した「多世代の住民が快適で永続的に循環しながら住み続けられるまち」づくりに向けて令和2年より取り組まれてきた事業の一環として、交流拠点整備を行うための予算である。

ただ、サウンディング型市場調査募集仕様書にはPPP/PFIの可能性を調査する等の内容が含まれているにもかかわらず、市が単独で建設することになった経緯などの説明もなく、事業提案が行われている。また、これまで令和4年度予算(事業集)やサウンディング調査の仕様書等にも基本構想策定と記載されていたにもかかわらず、基本構想が策定されないままに事業が進もうとしている。

合わせて、青山7丁目団地再耕プロジェクト交流拠点整備及び運営事業の仕様書では、事業者が設計・建設・工事監理を行い、その後、市が買受け、管理運営を行うと明記されており、この度の市の説明とは大きく異なる仕様になっている。

これら議会からの指摘に対しては、今定例会において、市が建設することによって国の補助が受けられる可能性があることや起債による交付金措置など、民間建設後に市が買い受けるよりも財政的メリットがあることや基本構想は整備イメージと何ら変わらないものであるため構想策定の予定が無くなったことが説明されたものの、議会の議論を進めていくにあたり、当局からの丁寧な説明が議会に対して行なわれないまま事業提案まで進めてきた当局の姿勢は誠に遺憾である。

しかしながら、本事業は交流拠点整備のみならず、青山7丁目団地再耕プロジェクト、ひいては緑が丘・青山地区の住み替えによる人口増加や地域活性化につなげる事業であり、市民の意向を考えれば当該予算を削除することは難しいと考える。そこで、附帯決議を行い、当該予算の執行にあたっては、議会や関係住民への十分かつ丁寧な説明を行うとともに、今後、基本構想等の重大事項に対する説明が行われないという同様の事象が起らないように、当局に対して、事業実施までに原因究明と再発防止

策を議会に説明するよう決議する。